

2) ガバナンス部門

尾崎一郎（教授・法社会学）

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

グローバル化、多文化主義化の進展に伴い深刻化しているヘイト・スピーチ規制について昨年度まで学術振興会領域開拓プログラムから資金を得て行っていた共同研究の成果を共著論文として公表した（「ヘイト・スピーチの規制と無効化—言語行為論からの示唆—」（堀田秀吾教授・郭薇講師・李楊研究員との共著）ダニエル・H・フット＝濱野亮＝太田勝造編『法の経験的社会科学の確立に向けて—村山眞維先生古稀記念—』（信山社）所収 pp.315-336（2019年2月））。今年度まで科研費を取得して研究してきた法廷における文化衝突現象については年度末にベルギーへの調査旅行を計画していたが、身内の急病により急遽キャンセルせざるを得なかった。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

編集委員を務める『法律時報』誌の11月号の企画を担当し、綱領論文として「現代法における「人間の相対化—企画の趣旨—」を同号に発表した。同誌については年に3～4回のペースで企画委員会に出席している。また、7月21日に開かれた第11回基礎法学総合シンポジウム「＜所有権＞を問い直す—基礎法学の挑戦—」にて「所有権の社会的機能—過少から過剰へ—」と題する報告を行った。報告は後に、「所有権概念の社会的機能」として法律時報2019年3月号に掲載された。

他に、脱稿提出済みの原稿が3本ほどあるが、共著者の原稿の遅れ等により公刊が遅れている。

その他（教育活動ほか）

通常のエデュケーション活動としては、全学教育の主題別科目（フレッシュマン・セミナー）、学部向け「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「応用外国語演習」、研究大学院・法科大学院向け「現代法社会論」、学部向け「法社会学」講義を担当したほか、全学教育総合科目「私たちの世界」と大学院共通科目「性差研究入門」にそれぞれ一コマ出講した。またセンター科目としてオムニバスの総合講義「文化対立時代の対話学」を企画・実施し、自身も3コマ出講した。さらに、夏季に行われた法学部同窓会寄附講義において、1コマ出講した。

また、藤女子大学の非常勤講師として、前期「法学特講 C-a」、後期「法学特講 C-b」を担当した。さらに、8月8日～14日に琉球大学人文社会学部にて集中講義「法社会学」（2単位）を行った。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
現代法における「人間」の相対化—企画の趣旨—	法律時報 2018 年 11 月号	2018	4-5
所有権概念の社会的機能	法律時報 2019 年 2 月号	2019	83-87
ヘイトスピーチの規制と無効化—言語行為論からの示唆—(堀田秀吾、郭薇、李楊と共著)	ダニエル・H・フット=濱野亮=太田勝造編『法の経験的社会科学の確立に向けて—村山眞維先生古稀記念—』(信山社)所収	2019	315-336
他 脱稿提出済み原稿 3 本			

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
所有権の社会的機能—過少から過剰へ—	第 11 回基礎法学総合シンポジウム「<所有権>を問い直す—基礎法学の挑戦—」	2018 年 7 月 21 日	学術会議講堂